

2021年12月吉日

関係各位

公益社団法人 日本ボート協会
会長 坂田 東一

日本ボート協会 100周年記念 特別寄付のお願い

拝啓 時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。

また、平素より関係各位におかれましては日本ボート界の発展に格別のご高配を賜っておりますこと衷心より御礼申し上げます。

さて、皆様ご高承の通り、2020年に我々日本ボート協会は創立100周年を迎え当会ではこの記念すべき節目の年に向けて幾つかの事業を推進して参りました。コロナ禍の影響を受け残念ながら記念式典・祝賀会は来年以降へ再延期となってしまいましたが、これまでに、海の森水上競技場のこけら落とし記念レガッタの開催(2019年6月)、競漕規則の改定(2020年4月施行)、100周年記念誌の編纂(2021年11月完成)、そして約3年をかけて当会の新ビジョンを策定しこの度公表いたしました。

また、東京オリンピック・パラリンピックでは悲願のメダル獲得はなりませんでした。新ビジョンの行動指針に基づき2024年のパリを目指して既に活動を始動しております。申すまでもなく、日本のローイングが強豪国に伍していくためには、果敢に世界へ挑戦していかなければなりません。優秀な指導者・スタッフのもとで国内外に拠点を置いた継続的な強化活動やタレント発掘事業を推し進め、人材を効果的に育成していく仕組み作りに尚一層取り組み、皆様のご期待に応えて参りたいと存じます。

その他、総合型地域スポーツクラブの創設・拡充やアーバンスポーツ化、インドアローイングやパラローイングの振興、海の森水上競技場のレガシー利用など当会が重要と考えている様々な施策にも取り組んでいく所存です。

しかしながら、これらの活動を進める上での協会の自己資金は、オリンピック・パラリンピックの地元開催に伴う国際イベントの主管と2年に亘るコロナ禍の影響で底をついており、この度広く皆様のご理解を得て、新ビジョンの実現に向けて次の歩みを始動するための財政的なご支援を賜りたく心よりお願い申し上げます。コロナ禍の完全終息まではまだまだ時間がかかり先行き不透明な経済環境の中、誠に恐縮ではございますが趣旨ご賢察の上、格別のご高配を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

なお、ご寄付をいただいた方には100周年記念誌(100周年史、データファイル、漕跡の3冊セット)を1部贈呈させていただきます。また、歴代機関誌(月刊漕艇・ローイング)の全号を収録したDVDも合わせて贈呈いたします。

敬具

※日本ボート協会 100周年記念 特別寄付 お申込みについて

- ◆お申込みをご希望される方は、別紙の申込書に金額、お名前等をご記入の上、FAX、又は e-mail で協会事務局までご連絡願います。(ご郵送でも構いません。)
- ◆お申込みの際、お名前に加え 100周年記念誌の送付先となりますご住所を必ず記載願います。
- ◆本ご寄付には税制優遇措置が適用されます。詳細につきましては<別紙>をご覧ください。
- ◆申込書の送り先、並びにご不明な点等のお問い合わせ先は下記までお願いいたします。

公益社団法人 日本ボート協会 事務局 宛

- ・住所 : 〒160-0013 東京都新宿区霞ヶ丘町4番2号
- ・TEL : 03-5843-0461
- ・FAX : 03-5843-0462
- ・E-mail : zaimu@jara.or.jp

☆皆様のご協力を心からお願い申し上げます。



<別紙>

◇ 寄付金の税制優遇

税額控除の適用とは、本会に寄付をしていただいた寄付者（法人や個人・賛助会員）が税制上の優遇措置を受けられる制度です。

【寄付者が個人の場合】

個人が寄付した場合、税額控除（A）か所得控除（B）いずれかが選択できます。

（A）寄付金控除【税額控除】額の計算

次の算式により算出された額が「寄付金控除」として、所得税から控除されます。

$(\text{寄付金合計額} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\% = \text{税額控除額}$

但し寄付金税額控除額は所得税額の 25%を限度とします。寄付金合計額が総所得 40%を超える場合は 40%に相応する額が寄付金合計額となります。この場合も寄付金税額控除額は税額の 25%を限度とします。

（B）寄付金控除【所得控除】額の計算

次の算式により算出された額が「寄付金控除」として、総所得金額から控除されます。

$\text{寄付金合計額} - 2,000 \text{ 円} = \text{所得控除額}$

所得控除額は総所得の 40%が限度となります。控除を受けるための手続きとして確定申告が必要です。所得控除の場合は本会が発行する領収書、税額控除の場合は本会が発行する領収書・内閣府発行の税額控除に係る証明書（写し）・寄付金特別控除額の計算明細書を添付して税務署に申告することになります。